

H23.6.1

日経

スポーツ基本法案が31日、国会に提出された。スポーツ施策を国家戦略と位置付け、国のかかわり方は「支援から責務に変わる」(スポーツ議連の遠藤利明・自民党衆院議員)。財政逼迫の中などでこれまで財源を担保しうるのか、そもそもスポーツを「国策」で奨励すべきなのかは議論の余地があるが、それだけ国民生活に占めるスポーツの存在感が増した証しでもある。新法では、選手強化や国際大会誘致への資金確保といった「トップスポーツ」と並んで、国民のスポーツ機会の確保に触

れた。その一つとして地域スポーツクラブに対する支援や施設整備も盛り込まれた。

昨夏に策定されたスポーツ立国戦略では、スポーツを生かして地域コミュニティーの再生や医療費削減を実現するビジョンが示されたが、一方では全国の総合型クラブの多くは財政難に直面している現実がある。新法は予算だけでなく、税制優遇などによる環境整備を後押しするだろう。

ただ、「基本法で完結ではなく前進」(日本体育協会の岡崎助一専務理事)との声があるように、

スポーツ庁創設へ一步

基本法案提出、期待高まる

スポーツ界の真の期待はスポーツ庁創設にある。行政改革への配慮から今回は付則に盛り込むのが精いっぱいだったが、幾つもの省庁にまたがるスポーツ界の期待も大きい。
(山口大介)

スポーツ行政の弊害はかねて指摘されている。同じ文科省管轄でも文化厅のある文化芸術分野の予算が年間1千億円を超えるのに対し、スポーツ分野は200億円余り。それだけに、基本法がスポーツ庁設立の突破口となることへのスポーツ界の期待も大きい。